



進入路の整備により分断されるとちぎ花センターの敷地北側部分（赤エリア）についても、本施設の敷地として利用することも可とする

みかも山公園ととちぎ花センターとの敷地境界線（緑の太線）

新青少年教育施設
建設可能エリア

新青少年教育施設
出入口

とちぎ花センター
出入口

とちぎ花センターの既存受電設備

青色のエリア内のとちぎ花センター敷地には進入路がかからないようにする

新青少年教育施設接道位置

とちぎ花センター出入口の拡幅により、本施設及びとちぎ花センター双方について建築基準法上の接道条件等関係法令を満たすこと（歩道切下げ）

